



Protected Bonus Bond – Series 3

プロテクテッド ボーナス ボンド – シリーズ3

契約書

本書は、プロテクテッド ボーナス ボンド – シリーズ3 契約規約の和訳版です。ご参考資料としてお使いください。

菊池ファイナンシャルグループ

バンクーバー

1184 West 6th Ave Suite 101, Vancouver,
B.C. CANADA V6H 1A4
TEL: (604) 739-9294 FAX: (604) 739-9443
北米フリーダイヤル: 1-888-KIKUCHI (545-8244)
E-mail: gakushi@kikuchigroup.com

日本

〒542-0081
大阪市中央区南船場 4-9-6 アーバンライフ 5F
フリーダイヤル: 0120-660-567
FAX: (06) 4704-3212
プロテクテッド・ボーナス・ボンドーシリーズ3

契約規約

契約内容に記載された個々の契約は、本契約規約、法人指定の調印者によって署名された裏書及び申込書と共に、法人と契約内容書で指定された契約者の間に取り交わされた保険契約である。

1. 定義

当該の単語や表現は、単数形は複数形も含み、男性形は女性形も含む。また、その逆も同じである。

本契約規約では

我々(we/ us/our)とは法人を意味する。

法人(Company)とは、登記上の本社を英領マン島に構えるスコティッシュ・ライフ生命保険会社を意味する。

契約書(Policy)とは、個々の保険契約書を意味し、詳細は契約内容書に記載されている。

契約書(Policies)とは、契約内容書に詳細を記載された契約書の、解約されていないもの全てを意味する。

保険数理士(the Actuary)とは、個々の契約管理における助言のために、我々が任命した保険数理士を意味する。

契約内容書(Schedule)とは、本契約規約に添付された契約内容書を意味する。

契約者(Policyholder(s))とは、契約内容書に指定された契約者もしくは(複数が契約者となっており、一方が死亡した場合は)生存者、または後日、法的に契約所有者となった全ての個人を意味する。

契約者(you/your)とは、本契約を結んだ個人を意味する。

特別ファンド (Special Fund)とは、個別に特定された投資プランを意味し、我々の保険会社の一部を成す。また、契約に従い、契約内容書に記された特別ファンド満期日を含む期日まで利益を提供することを唯一の目的として開設された。

特別ファンド満期日(Special Fund Maturity Date)は、契約内容書に記載されている。

投資日(Investment Date)は、契約内容書に記載されている。

生命保険ファンド(Life Assurance Fund)とは、法人によって維持されているファンドである。

ファンド(Funds)とは、個別に特定された投資ファンドを意味し、我々の保険ファンドの一部を成す。また、特別ファンド満期日におけるユニット解約に起因する収益移動のため、我々が提供するものである。

ユニット(Units)とは、特別ファンドまたはファンドが分割される際に使用される概念的な単位である。

インデックス(Index)とは、状況に応じて、それぞれ株式配当を含まず、再投資されずに計算されている FTSE100 株式指数、スタンダード & プアーズ 500 指数、ダウジョーンズ EURO STOXX 50 SM 指数、または条文 2.4 に従って選出された代替の指数を意味する。

売値(Offer Price)とは、我々が契約にユニットを分配する際の価格である。特別ファンド満期日までの売値決定方法は条文 2.5 に詳述されている。

買値(Bid Price)とは、我々が契約からユニットを解約する際の価格である。特別ファンド満期日までの買値の決定方法は条文 2.5 に詳述されている。

ユニット価格(Unit Prices)とは、売値と買値である。

本社(Head Office)とは、マン島にある法人の主たる営業所を意味する。所在地は、Exchange House, 54-58 Athol Street, Douglas, Isle of Man, 1M1 1JD または、法人が随時定める場所である。

2. ファンド管理

2.1 概要

契約によってもたらされる利益は、特別ファンドまたはファンド内に保持されている資産の運用状態により変動する。利益は、契約が関連している特別ファンドまたはファンド内のユニット価値によって決定される。

特別ファンド満期日までは、利益は契約内容書に記された特別ファンドにのみ関連する。特別ファンド満期日後は、利益はファンドに関連する。ファンドの契約規約、例えば運用方法、評価、手数料及びユニットプライスの決定に関する規約は、その時点で有効なものが適応され、特別ファンド満期日まで契約者に届けられる。

ユニット数は、投資日に特別ファンドが開設された直後に個々の契約に配分される。個々の契約に配分されるユニット数は、投資日に各契約投資金額を買値で割って算出され、小数点第四位以下は四捨五入される。各契約投資金額は、各契約支払額に配分率を掛けて算出される。尚、投資日、各契約投資金額、各契約支払額及び配分率は契約内容書に記載されている。

特別ファンド内のユニットは全て同等の価値を持ち、我々の裁量によって統合されたり再分されたりする。同じ投資ファンド内のユニットは全て同等の価値を持ち、我々の裁量によって統合されたり再分されたりする。個々の契約へのユニットの配分は、契約に基づいて支払われるべき利益の決定を唯一の目的としており、特別ファンドやファンドの資産に関して契約者にいかなる所有権も授与するものではない。特別ファンド及びファンドの資産は我々が占有しているものである。

2.2 ファンド運用

特別ファンドは我々によって運用されており、投資日以降は利益提供のために設計された取扱銀行によって金融資産内で投資される。尚、取扱銀行及び利益については、契約内容書及び本契約規約に記載されている。投資日前は、特別ファンドは銀行預金内で投資される。

2.3 特別ファンドの投資方針

特別ファンドの投資方針は次の通りである。

2.3.1 特別ファンド満期日までは、特別ファンドからの分配は行われぬ。

2.3.2 特別ファンド満期日には、条文 2.3.3 に従って、9 月 1 日を含む 10 営業日終値のレベルが、前年度の各インデックスの終値レベルより高いまたは同じである場合にはユニット価格は 2004 年から 2009 年まで毎年 8p 増加して 100p となっている。ただし、9 月 1 日が営業日で無い場合には、9 月 1 日以前の最後の営業日が対象となる。

2.3.3 特別ファンド満期日には、ユニット価格は必ず 116p 以上となっている。

2.4 特殊事情

2.4.1 我々は、税率、課税立法及び我々の理解における課税立法のいかなる変化をも考慮して投資方針を合理的に変更できる権利を留保する。我々は、特別ファンド内の資産を、契約内容書に記載された取扱銀行とは異なる代替銀行もしくは適切な金融機関で投資できる権利を留保する。本契約規約では、取扱銀行とは、代替銀行及び金融機関をも含む。

2.4.2 インデックスが停止、混乱または遅延した場合には、保険数理士の助言に従い、それらに代わり適切なインデックスに投資される。または保険数理士が、インデックスが不適切に算出されたと確信した場合にはいつでも、我々は、保険数理士の計算が正確であると納得するまで、いかなる利益の支払いをも遅らせることが出来る。

投資日後、特別ファンド満期日前にこの為に代わりのインデックスに投資された場合、基準レベルはそのインデックスが公開されたレベルで再計算される。

2.4.3 特別ファンド満期日の実質買値は、条文 2.5 に従い決定される。また、特に、取扱銀行の特別ファンド内に保持された資産に関する義務遂行能力を反映するものである。

取扱銀行が特別ファンド内に保持された資産に関する義務を果たせない場合には、法人は取扱銀行の保証人とはならない。

2.5 特別ファンドの手数料、ユニット価格及び評価

投資日に、個々の契約にユニットが配分された直後、我々は特別ファンド内に保持された資産価値より控除を行う。この控除額は、取扱銀行の特別ファンド内に保持された資産に関する義務遂行能力をふまえ、また、投資方針の根本的基準が変えられないという条件のもと、特別ファンド内に残る資産が、条文 2.3 に記された投資方針を満たすのに充分であるように決定される。初期控除後には、また、条文 8、9 及び 10.2 に従い、我々は特別ファンドからの更なる控除は行わない。

投資日に初期控除が行われた後、我々は特別ファンドの評価を行う。その後、我々は特別ファンド満期日前まで少なくとも月に一度特別ファンドの評価を行い、特別ファンド満期日に、ユニットの買値及び売値決定の目的で特別ファンドの評価を行う。買値は、特別ファンド内に保持された資産の実現可能価額から特別ファンドに請求されるべき適切な割当額を引き、その時点で関わりあるユニット数で割り、0.1p を超えない範囲で切り下げられて決定される。売値は、上述の初期控除額を投資日に関わるユニット数で割り、買値を足し、0.1p を超えない範囲で切り上げられて決定される。ユニット価格の切捨て・切り上げ調整額は全て法人のものとなる。

3. マルチ契約書

プロテクトド・ボーナス・ボンド・シリーズ 3 は各保険契約の集合体より成る。契約内容書に詳述されている事項は、契約者に発行された個々の契約書に適用し、発効日を同じくする契約書に総括して適用する。個々の契約書はそれぞれ独自の契約番号を持つ。その他の点では、契約書は同一である。

4. 特別ファンド満期日

特別ファンド満期日における契約の価値は、契約に配分された特別ファンド内のユニット価値総額であり、その日の買値を用いて決定される。

特別ファンド満期日に、我々は個々の契約に配分された特別ファンド内の全てのユニットを解約する。あなたは、ユニット解約に起因する収益をファンドに移動することができる。ファンドはこの目的のために我々が提供する。我々は、特別ファンド満期日直前に、利用可能なファンドとその契約規約、例えば適応される運用方法、評価、手数料及びユニットプライスの決定に関する規約を書面にてあなたに通知する。

我々が特別ファンド満期日までに、特別ファンド内のユニット解約に起因する収益の移動先について指示を受けなかった場合には、我々は自動的に、保険数理士の助言に従って我々が選出したファンドに収益を移動させるものである。

5. 死亡保険金

死亡保険金は、死亡保障対象者の死亡通知を法人が受領し、支払可能となる。または、複数の死亡保障対象者が存在する場合には、最後の対象者の死亡通知で支払可能となる。死亡保険金は、通知を受け、保険会社が当然必要とする十分な情報を受ける日以降に支払われる。保険契約は死亡保険金が支払可能となった時点で解約とみなされる。

死亡保険金が投資日より前に支払可能となる場合には、各契約の保険料を死亡保険金として支払われる。

死亡保険金が投資日および投資日より後に支払可能となる場合には、特別ファンドまたは保険契約の評価額に決定された買値を用い、配分されているファンドのユニット価格が一括払いされる。死亡通知を受領後は 2.1 または 2.5 条に基づき遂行される。

6. 保険契約の現金化

契約者は投資日後、すべての契約を現金化することができる。その場合、我々は契約者が現金化をする保険契約に配分されたすべてのユニットを解約し、下記に基づき解約返戻価格を支払う。現金化された契約は解約とみなす。

契約が解約返戻価格で現金化された契約は、契約を現金化するという契約者の要請の通知を受取り、2.1 または 2.5 条に基づき遂行され、特別ファンド、評価時に決定された買値を用い配分されているファンドの価格として決定される。契約者が我々に投資日または投資日前に通知をした場合、評価額は条文 2.5 に記されてように初期控除後の数値が用いられる。

この選択を実行するためには依頼に応じて配布される解約用紙に記入する必要がある。契約者は解約用紙ともに契約内容書および契約規約、また要請に基づき現金化された契約の所有権の証明書を我々に返却する必要がある。

7. 引き出し

7.1 定期的引き出し

契約者は特別ファンドの満期後、いつでも書面にて引き出し金額または各契約に配分されたユニットの評価価格の割合を我々に通知することにより定期的にユニットを現金化することができる。各現金化は現金化をする時点の契約規約(特定の時期における特定のファンドの現金化に受ける規制も含め)の対象となる。

7.2 不定期的引き出し

契約者は特別ファンドの満期以降配分された各契約の当該ユニットの現金化を書面での通知により行うことができる。各現金化は現金化をする時点の契約規約(特定の時期における特定のファンドの現金化に受ける規制も含め)の対象となる。

8. 保険契約条項の変更の権利

我々は現行の法律に従い、資産、資産運用、また該当する税法の理解の基に契約書を発行している。

これらの事項の変更や法律の変更、または保険契約に関する税金基準の変更、または契約者または契約に契約規約に設定された条文を履行することが不可能、非現実的、不公正な状況が発生する場合、または法律、規制、またはその他我々に対する公的機関の基準に従うために、その状況下において正当かつ適切であると

保険数理士が判断した契約規約代替案を作成する。この代替案は契約すべてを現金化する場合の必要条件として条文6を含むことができる。

さらに、保険数理士の事前許可により、我々は保険数理士の意見に基づき、契約者の利子に不利益を与えるものではなく、明白な誤りまたは軽度の修正、または技術的な性質の改正を必要とする契約規約を改正することができる。

9. 手数料

9.1 特別ファンド

特別ファンドの手数料は条文 2.5 に基づいている。

9.2 ファンド

ファンドの手数料は満期日前に条文 4 に基づき公開される。

9.3 保険契約

保険契約に対する手数料は満期日にはゼロとなる。その日には保険会社は新規保険契約に対する手数料を公表する。保険契約に対する手数料はユニット現金化時点での配分されて契約買値により控除される。我々は新保険契約手数料を書面にて記述する。

10. 総則

10.1 準拠法

各契約はマン島の法律に基づき解釈される。

10.2 制定

本契約のどんなことにも関わらず、契約者の在住する国が、この保険契約、保険会社または保険会社の資産に直接、間接的に影響を及ぼす法律または規則(法令、または別の方法)の必要事項を変更する場合、そのような法律または規則の侵害行為から守るために保険会社が必要と考えられる契約条件の調整をすることができる。

ファンド変更の保留および受益の引き出しのみに限らずこのような措置は取られることもある。

保険会社が契約者に代わり、現行のまたは今後の法律または規則(法令、または別の方法)により要請され支払うべき税金またはその他の手数料に関して適切であるとみなした場合、保険会社はこの保険契約規約を修正することができる。

10.3 自己事情の変更通知

契約者または受取人は居住地、国籍または住所の変更は3ヶ月以内に保険会社本社に通知することが必要である。この期間内に通知が行われていない場合には保険会社は保険契約の受益支払人を変更する、または適切である範囲で契約規約を修整する権利を留保する。

10.4 受益の支払

マン島にある保険会社の本社からすべて支払義務のある利益は支払われる。

10.5 譲渡

保険契約に影響する譲渡はすべて本社まで書面で通知されなければならない。我々は必要と思われるすべての書類を受け取るまで譲渡の通知に応じることができない。我々は譲渡の通知を受け取らない権利を留保する。

10.6 インデックス

スタンダード&プアーズ 500 はマックグラウヒル会社により所有されている。プロテクテッド ボーナス ファンド – シリーズ 3 はスタンダード&プアーズ社により保証、裏書、販売、宣伝されているものではない。マックグラウヒル会社事業部(S&P)は明示あるいは黙示を問わず、プロテクテッド ボーナス ボンド – シリーズ 3 の契約者または公共のいかなる者にも証券一般およびプロテクテッド ボーナス ボンド – シリーズ 3 投資の妥当性または株式市場の運用状況を計るS&P500 インデックスの能力に関して表明および保証をしない。S&Pのライセンシーとの関係は、特定のS&P登録商標、およびプロテクテッド・ボーナス・ボンドーシリーズ 3 のライセンシーには関係なく、S&Pにより決定され、構成され、計算されているS&P500 インデックスの商標名を認可しているのみである。

プロテクテッド・ボーナス・ボンドーシリーズ 3 のライセンシーまたは契約者のプロテクテッド・ボーナス・ボンドーシリーズ 3 の価格の決定または現金化するに対する決定権にはS&Pは何ら関与していない。また、S&Pはプロテクテッド・ボーナス・ボンドーシリーズ 3 の販売、マーケティング、手続き等に責任を負うものでもない。

10.7 文書の送り先

保険契約に関するすべての文書はわれわれが契約者に随時連絡をしない限り次のあて先に送付することが必要である。

Scottish Life International Insurance Company Limited
PO Box 154, Douglas, Isle of Man
IM99 1WS, British Isles